

意見書

平成24年10月22日
三重県公共事業評価審査委員会

1 経過

平成24年10月22日に開催した平成24年度第2回三重県公共事業評価審査委員会において、県より道路事業4箇所、海岸事業1箇所および林道事業1箇所の審査依頼を受けた。

この事業に関して、担当職員から事業説明を受けるとともに、審査資料に基づき審査を行った。

2 意見

審査対象事業に関して慎重な審査を行った結果、以下のような意見を委員会としてとりまとめ、三重県知事に対して答申するものである。

(1) 道路事業 [県事業] 【再評価対象事業】

3番 主要地方道 ^{かんべながさわ} 神戸長沢線

4番 一般国道477号 ^{よっかいちゆ やま} 四日市湯の山道路

5番 一般国道167号 ^{だいにいせどうろ} 第二伊勢道路

3番については、平成15年度に事業に着手し、事業採択後10年を経過した時点で継続中の事業である。4番については、平成9年度に事業に着手し、平成18年度、23年度に再評価を行い、5番については、平成8年度に事業に着手し、平成17年度、22年度に再評価を行い、4番、5番ともに、その後の社会経済情勢の急激な変化等により再評価を実施する必要性が生じた事業である。

今回、審査を行った結果、3番、4番、5番について事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。

ただし、3番については、鈴鹿都市計画における本事業の位置づけの説明が不明確であった。今後、同種の事業では説明を工夫されたい。また、都市計画を考慮し、事業効果の発現のため、早期の事業完成に努められたい。

(2) 道路事業 [県事業] 【事後評価対象事業】

501番 一般国道365号 ^{いなべ} 員弁バイパス

当該箇所は、昭和59年度に事業に着手し平成19年度に完了した事業である。審査を行った結果、事業の効果については評価結果の妥当性を認める。

ただし、アンケートについては客観的な評価指標となるように、改善に努められたい。

(3) 海岸事業 [県事業] 【再評価対象事業】

1番 ^{まとやこう} 的矢港海岸 (海岸高潮対策事業)

当該箇所は、昭和61年度に事業に着手し、平成10年度、14年度、19年度に再評価を行い、その後おおむね5年を経過して継続中の事業である。第1回委員会では、総合防災の観点からの説明を求めた。今回、それをふまえて再審議を行った結果、事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。

(4) 林道事業 [県事業] 【再評価対象事業】

6番 ^{にしですがい} 西出管合線

当該箇所は、平成9年度に事業着手し、平成14年度、19年度に再評価を行い、その後おおむね5年を経過して継続中の事業である。

今回、審査を行った結果、事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。